

第百二号議案

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号ホ中「第二百九十二条第一項第四号の五」を「第二百九十二条第一項第四号の二」に改める。

第十八条の二に次の一項を加える。

7 法附則第六十条第三項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。

第十八条の三第一項中「の、」を「の」に改め、「又は各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額で法人税割の課税標準となるもの」を削り、「これらの」を「当該」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「その」を「当該」に改め、同条第二項中「第三百二十一条の八第一項の規定によって申告納付する法人税割にあつては同項」を「第三百二十一条の八第一項」に改め、「同条第四項の規定によって申告納付する法人税割にあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削り、同条第三項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該連結事業年度」を削り、同条第五項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第二十三条第二項中「第三百四十三条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「同項」を「これら」に、「みなし、これを」を「みなして、」に改め、同条第三項中「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に改め、同条第四項中「第三百四十三条第七項」を「第三百四十三条第八項」に改め、同条第五項中「第三百四十三条第九項」を「第三百四十三条第十項」に改める。

第二十四条第一項中「附則第六十一条第一項並びに法附則第六十二条」を「附則第六十三条第一項並びに法附則第六十四条」に改め、同条第二項中「第三百四十九条の三第二十八項」を「第三百四十九条の三第二十七項」に改め、同条第三項中「第三百四十九条の三第二十九項」を「第三百四十九条の三第二十八項」に改め、同条第四項中「第三百四十九条の三第三十項」を「第三百四十九条の三第二十九項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「附則第十五条第二項第六号」を「附則第十五条第二項第五号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第十五条第三十三項第一号」を「附則第十五条第三十項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十五条第三十三項第二号」を「附則第十五条第三十項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「附則第十五条第三十三項第三号」を「附則第十五条第三十項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第三十八項」に

改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第六十二条」を「附則第六十四条」に改め、同項を同条第十五項とする。

第二十六条第一項中「第四項、第五項、第六項又は第七項」を「第六項、第七項又は第八項」に改め、同条第二項中「第三百四十三条第六項」を「第三百四十三条第七項」に、「同条同項」を「同項」に改める。第六十二条第三項中「附則第六十一条第一項」を「附則第六十三条第一項」に改める。

附則第四十項中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十三条の改正規定、第二十四条の改正規定（同条第一項の改正規定及び同条第十六項の改正規定（「附則第六十二条」を「附則第六十四条」に改める部分に限る。）を除く。）、第二十六条の改正規定及び附則第四十項の改正規定 公布の日

二 第十五条及び第十八条の三の改正規定 令和四年四月一日

理 由

地方税法の改正を考慮し指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄に係る寄附金税額控除に関し必要な事項を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三十三号議案

仙台市分担金その他の歳入の延滞金に関する条例及び仙台市道路 占用料条例の一部を改正する条例

仙台市分担金その他の歳入の延滞金に関する条例及び仙台市道路占用料条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十
六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合）」を「延
滞金特例基準割合（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三条の二第一項に規定する延
滞金特例基準割合）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適
用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

一 仙台市分担金その他の歳入の延滞金に関する条例（昭和三十四年仙台市条例第二十一号）附則第五
項

二 仙台市道路占用料条例（昭和三十五年仙台市条例第二十五号）附則第九項

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の仙台市分担金その他の歳入の延滞金に関する条例附則第五項の規定及び改正後の仙台市道
路占用料条例附則第九項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用
し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

理由

地方税法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これ
が、この条例案を提出する理由である。

第百四号議案

仙台市社会福祉施設及び社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市社会福祉施設及び社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市社会福祉施設及び社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年仙台市条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百二十六条」を「第百五十条」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

社会福祉法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百五号議案

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例（平成二十七年仙台市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十六の項中「子どものための教育・保育給付」の下に「又は子育てのための施設等利用給付」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務に係る個人番号の部内利用について定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百六号議案

仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業施行規程（平成二十六年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 清算金を分割して徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、法第百三条第四項の規定による公告があった日の翌日における次に掲げる条件による財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。）の貸付けの利率（当該利率が同日における法定利率を超えるときは、当該法定利率）とする。

一 償還方法が元金均等半年賦償還であること

二 償還期間が五年以内であること

三 据置期間を置かないこと

四 全期間固定金利貸付であること

第三十条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十七条第三項中「法第百三条第四項の規定による公告があった日の翌日」とあるのは、「仮清算金の額を決定した日」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

清算金を分割徴収する場合において当該清算金に付すべき利子の利率を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百七号議案

仙台市学校条例の一部を改正する条例

仙台市学校条例の一部を改正する条例

仙台市学校条例（昭和三十九年仙台市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「授業料」の下に「並びに令和三年度に係る入学者選抜手数料」を加える。

附則第五項中「又は」を「、」に改め、「若しくは第四条第三項に定める授業料」の下に「又は令和三年度に係る入学者選抜手数料」を加える。

別表第一の二の表仙台市立生出小学校赤石分校の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二の表の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

理 由

東日本大震災の被災者等の令和三年度に係る入学者選抜手数料について減免することができることとするとともに、生出小学校赤石分校を廃止する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 108 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- 1 工 事 件 名 青葉山公園（仮称）公園センター新築工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区川内追廻地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 金 880,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区立町27番21号
橋本店・皆成建設共同企業体
構成員 仙台市青葉区立町27番21号
株式会社橋本店
構成員 仙台市若林区六丁の目元町 2 番11号
皆成建設株式会社

第 109 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- 1 工 事 件 名 令和 2 年度仙台市高砂（西）市営住宅 Lー 2， Lー 3 棟エレベーター設置
 及び外壁等改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区福室六丁目 302 番 4， 多賀城市高橋二丁目 1 番 2
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 金 519,970,000 円
- 5 契約の相手方 仙台市泉区野村字菅間前 34 番地の 8
 巧成建設・東北共栄建設共同企業体
 構成員 仙台市泉区野村字菅間前 34 番地の 8
 巧成建設株式会社
 構成員 仙台市青葉区上杉二丁目 2 番 47 号
 東北共栄建設株式会社

第 110 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 件 名 | 仙台市太白区役所大規模改修機械設備及び内部改修等建築工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市太白区長町南三丁目 1 番 4, 1 番 5, 1 番 6, 1 番 11 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 金 1,269,400,000円 |
| 5 契約の相手方 | 仙台市宮城野区日の出町一丁目 1 番 35号
興盛工業所・山元工業共同企業体
構成員 仙台市宮城野区日の出町一丁目 1 番 35号
株式会社興盛工業所
構成員 仙台市青葉区堤町一丁目 9 番 12号
山元工業株式会社 |

第 111 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により，議決を求める。

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 件 名 | 松森工場蒸気タービン発電機更新工事 |
| 2 工事施行場所 | 仙台市泉区松森字城前135番 |
| 3 契 約 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 契 約 金 額 | 金 792,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 横浜市西区みなとみらい四丁目 4 番 2 号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 |

第 112 号議案

財産の取得に関する件

次の財産を取得することにつき，仙台市財産条例第 2 条の規定により，議決を求める。

品 名	金 額	取 得 の 相 手 方	備 考
コンピュータ等一式 （ソフトウェアを含む。）	円 2,889,257,800	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 株式会社N T T ドコモ	学習者用（東二 番丁小学校ほか 183校分）

第 113 号議案

あっせんに関する件

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に係る損害賠償請求について、次のとおりあっせんを申し立てることにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求める。

- 1 当 事 者 申立人 仙台市
 相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
 東京電力ホールディングス株式会社
- 2 申 立 先 原子力損害賠償紛争解決センター
- 3 申立ての趣旨 相手方に対し金 42,935,412円及びこれに対する損害発生日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金（申立て前に相手方からこれらの額の一部の支払があったときは、当該支払があった額を控除した額）の支払を求めることについて、和解の仲介を求めるもの

第 114 号議案

町の区域を新たに画する件

本市の町の区域を次のとおり新たに画することにつき，地方自治法第260条第1項の規定により，議決を求める。

1 仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内について行うもの

新たに画する 町 名	左 の 区 域 に 包 含 さ れ る 区 域	
	町名又は字名	地 番
蒲 生 三 丁 目	蒲 生 二 丁 目	3の1から3の32まで，4の1から4の18まで，5の1から5の5まで，5の6の一部，5の7，5の8の一部，6の1から6の4まで，6の5の一部，6の6の一部，6の7，6の8，7の1から7の5まで，7の6の一部，7の7の一部，7の8から7の23まで，8の1の一部，8の2から8の4まで，8の5の一部，8の7の一部，8の9の一部，8の10，8の14から8の16までの各一部，25の1の一部，25の10の一部，26の1から26の3まで，26の4の一部，26の5の一部，26の6から26の11まで，27の1から27の7まで，28の1から28の3まで，28の7，28の8，29の1から29の3まで，29の8，29の9，29の15，29の16，29の19から29の57まで，30の1から30の5まで，30の7から30の19まで，32の2，34の一部，35の一部，38の一部，39から42まで，43の一部，45から47まで，48の1の一部，53から55まで，56の一部，57，58，62の一部
	蒲 生 字 荒 田	121，122の2，124の2，124の3，124の6，143，144
	蒲 生 字 北 荒 田	全部
	蒲 生 字 町	32の一部，33の2の一部，34の一部，35の一部，36，37，38の一部，38の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部
	中 野 字 牛 小 舎	25の1の一部，25の15の一部，25の16の一部，25の21の一部，25の35の一部，25の39，25の40，25の42，25の44，25の47の一部，25の62の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

	中 野 字 高 松	39, 40の1, 40の2, 41, 42の3から42の12まで, 42の13の一部, 42の14から42の16まで, 43, 43の1, 43の2, 44の1, 44の2, 45の1から45の4まで, 46の1から46の4まで, 47の3, 47の4, 68, 69の1から69の3まで, 70の1から70の5まで, 71, 71の1, 72から74までの各一部, 82の一部, 82の1の一部, 82の5の一部, 82の10の一部, 83の1の一部, 83の2の一部, 84の一部, 85の一部, 85の1の一部, 85の3の一部, 86の1の一部, 86の2, 86の3, 86の4の一部, 87の1の一部, 87の2, 87の3の一部, 87の4, 87の5の一部, 88の1の一部, 88の2の一部, 88の3, 88の4, 89の1, 89の2の一部, 89の3の一部, 89の4, 89の7の一部, 89の8, 240の2, 240の3, 241の2の一部, 241の3の一部, 241の8の一部, 242, 243の1, 243の2, 244から250まで, 251の1, 251の2, 252から255まで, 272から274まで, 275の一部, 276, 277の一部, 278, 279の一部, 280, 281, 282の1の一部, 282の5の一部, 283の1, 283の2, 283の4から283の7まで, 284及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	中 野 字 西 原	14の16, 15の2の一部, 16の4の一部
	中 野 字 船 入	1の2から1の13まで
蒲 生 四 丁 目	蒲 生 二 丁 目	16の6の一部, 16の7から16の11まで, 16の14, 16の15, 16の16の一部, 16の18, 17の4の一部, 17の9の一部, 17の10から17の12まで, 18の1の一部, 18の2から18の4まで, 18の5の一部, 19の1から19の8まで, 20の1から20の5まで, 20の7から20の13まで, 21の1から21の3まで, 22, 23の1から23の15まで, 24の1から24の14まで, 25の1の一部, 25の2から25の9まで, 25の10の一部, 26の4の一部, 26の5の一部, 38の一部, 48の1の一部, 56の一部, 59の一部
	蒲 生 字 荒 田	1の1の一部, 1の2の一部, 2, 3の1から3の3まで, 5の1, 6の3, 6の5, 6の8, 6の11, 6の13, 6の17, 6の18, 6の27から6の29まで, 7の2, 15の6, 15の7, 35の2, 46の2, 46の3, 47, 48の1, 48の2, 48の5, 48の8から48の11まで, 48の13から48の18まで, 84の5, 85から87まで, 88の1, 88の2, 89から92まで, 93の2, 141の1, 141の3, 142及びこれらの区域に介在

	する道路である公有地の全部
蒲 生 字 町	1の1, 1の4, 2の1, 2の2, 3の1, 3の2, 4の1, 4の2, 5の1から5の7まで, 6, 7, 8の1から8の3まで, 9の1, 9の2, 10, 11, 12の1, 12の2, 12の7から12の13まで, 13, 14, 15の1, 15の2, 16の2, 17の1, 17の5から17の8まで, 18の1, 18の2, 19から23まで, 24の1から24の3まで, 25から27まで, 28の1から28の3まで, 29の1, 29の2, 30の1, 30の2, 31, 32の一部, 33, 33の2の一部, 34の一部, 35の一部, 38の一部, 38の2の一部, 39, 39の1, 40, 40の1, 41の1から41の3まで, 42, 42の1, 43, 44, 44の1, 45, 45の1, 46, 47, 47の1, 48, 48の1, 49, 50, 52, 52の1から52の12まで, 54, 55, 55の1, 56の1, 56の2, 56の4から56の6まで, 56の10, 56の12, 57から59まで, 60の1, 60の2, 61から63まで, 66の1から66の3まで, 67の1, 68の1, 71の1, 72の1, 73, 73の2, 74の1から74の4まで, 75, 75の1, 76, 76の1, 77, 77の1, 78, 79の1, 80の1, 81の1, 82の1, 82の4, 82の5, 84の1から84の18まで, 86の1から86の9まで, 86の11から86の14まで, 86の16から86の20まで, 86の22から86の28まで, 86の30, 86の32から86の34まで, 86の36から86の55まで, 86の57, 86の64, 87の1, 87の3, 87の4, 87の7, 89の1, 90から94まで, 95の1, 96, 99及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
中 野 字 高 松	42の13の一部, 72から74までの各一部, 75から77まで, 77の1, 78の1から78の3まで, 79から81まで, 82の一部, 82の1の一部, 82の2, 82の3, 82の5の一部, 82の10の一部, 82の12から82の22まで, 83の1の一部, 83の2の一部, 83の3, 83の4, 84の一部, 84の1, 85の一部, 85の1の一部, 85の2, 85の3の一部, 86の1の一部, 86の4の一部, 86の5, 87の1の一部, 87の3の一部, 87の5の一部, 87の6から87の8まで, 88の1の一部, 88の2の一部, 89の2の一部, 89の3の一部, 89の5, 89の6, 89の7の一部, 241の2の一部, 241の3の一部, 241の7, 241の8の一部, 241の10, 241の11, 241の13, 275の一部,

		277の一部, 279の一部, 282の1の一部, 282の2から282の4まで, 282の5の一部, 282の6及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
蒲生五丁目	蒲生一丁目	7の一部, 23の一部
	蒲生二丁目	5の6の一部, 5の8の一部, 6の5の一部, 6の6の一部, 8の5の一部, 8の6, 8の7の一部, 8の8, 8の12の一部, 8の13, 9の1から9の11まで, 10の1から10の3まで, 10の5から10の23まで, 11の1から11の15まで, 12の1から12の20まで, 13の1, 13の4, 14の1から14の14まで, 14の19から14の23まで, 14の25, 14の26, 15の1から15の19まで, 16の1から16の5まで, 16の6の一部, 16の12, 16の13, 16の16の一部, 16の17, 17の1から17の3まで, 17の4の一部, 17の5から17の8まで, 17の9の一部, 17の13, 17の14, 18の1の一部, 18の5の一部, 18の6から18の8まで, 35の一部, 36, 37, 38の一部, 48の1の一部, 59の一部, 60の1, 61
	蒲生字荒田	1の1の一部, 1の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
	蒲生字西屋敷添	3の1, 3の3, 3の4, 3の7, 3の15, 4の1から4の4まで, 4の6から4の10まで, 9の1, 9の2, 10の1, 10の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに1の2から1の4までに隣接する道路である公有地の一部
	蒲生字二本木	127の4の一部, 127の5, 127の6, 127の8から127の10まで, 127の12から127の18まで, 127の23から127の27まで, 127の28の一部, 127の29, 127の33, 127の37, 127の38, 127の40, 127の41, 127の46, 127の48から127の52まで
	蒲生字念仏田	4の8, 5の1, 7の1, 10の7, 10の10, 11の1
	蒲生字東屋敷添	1の1の一部, 1の5の一部, 6の一部, 7の1の一部, 7の2の一部, 7の4の一部, 7の5から7の8まで, 7の9の一部, 7の10から7の13まで, 7の14の一部, 7の15, 8の1, 8の2, 9の1, 9の2, 10の1から10の3まで, 11の2, 11の3, 12の2, 13の1, 13の2, 14, 15の1, 15の2, 16の1から16の8まで, 17, 18の2から18の4まで, 19の1, 19の2, 20の1, 20の2, 21の1, 22の1, 23, 25, 26, 27の1から27の12まで, 28の

	3 から28の 7 まで, 31, 31の 1, 32の 2, 32の 3, 33の 1, 33の 4 から33の 6 まで, 34の 1 から34の 5 まで, 35の 1 から35の 5 まで, 35の 8 及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
蒲 生 字 屋 敷	1 の 1, 1 の 2 の一部, 2 の 2 の一部, 2 の 3, 3, 4, 4 の 2, 5 の 1 から5 の 3 まで, 5 の 5 から5 の18まで, 6, 7, 7 の 2, 8 の 1 から8 の 7 まで, 9 の 1, 10の 2, 11の 1 から11の 3 まで, 12の 1, 12の 2, 13から15まで, 16の 1, 16の 2, 17の一部, 18の一部, 19の 1 の一部, 19 の 3, 19の 4 の一部, 19の 8 の一部, 19の10から19の12 まで, 20の一部, 21, 22の 1, 22の 2, 23, 23の 2, 24, 25, 26の 1, 27の 1, 29の 1 から29の 4 まで, 30から32まで, 33の 1 から33の 5 まで, 34の 1, 34の 2, 35の一部, 36 の一部, 37から39まで, 40の 1 から40の 4 まで, 41の 1 から41の 5 まで, 42, 43, 44の 1 から44の 3 まで, 45の 1, 45の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
中 野 字 牛 小 舎	32の 3 の一部, 32の 4, 32の 5 の一部, 32の 9 の一部, 32の11の一部, 32の12の一部, 32の15, 32の20から32の 22までの各一部, 32の23から32の25まで, 32の26の一部, 32の27の一部, 32の32, 32の33, 32の35の一部, 32の36 から32の43まで, 32の46の一部, 32の47, 32の48, 34の 3 から34の 6 まで, 35の 1 から35の10まで, 36の 1, 36 の 2, 37から39まで, 45の 4 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
中 野 字 西 原	68の 2, 68の 3, 68の 4 の一部, 71, 71の 1, 71の 2, 71の 9 から71の11まで, 72の 1 から72の 7 まで, 74, 74 の 2 から74の 7 まで, 76の 2, 76の 3, 77の 2, 77の 3, 78の 2, 78の 4, 78の 6 から78の 8 まで, 79の 2, 79の 3, 79の 5, 80の 2, 80の 8 から80の11まで, 80の14, 83の 3, 152の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

備考 地番は令和 2 年 4 月 1 日現在のもの

2 仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業施行地区隣接地について行うもの

新たに画する 町 名	左 の 区 域 に 包 含 さ れ る 区 域	
	町 名	地 番
蒲 生 五 丁 目	蒲 生 二 丁 目	12の21から12の58まで, 13の5から13の8まで, 48の2, 48の3

備考 地番は令和2年4月1日現在のもの

第 115 号議案

町の区域の変更に関する件

本市の町の区域を次のとおり変更することにつき，地方自治法第260条第1項の規定により，議決を求める。

区域を変更する 町 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	町名又は字名	地 番
蒲 生 一 丁 目	蒲 生 二 丁 目	7の6の一部，7の7の一部，8の1の一部，8の7の一部，8の9の一部，8の11，8の12の一部，8の14から8の16までの各一部，48の1の一部
	蒲生字西屋敷添	10の2の一部，63の1，63の2
	蒲生字二本木	127の2，127の3，127の4の一部，127の19から127の22まで，127の28の一部，127の32，127の34から127の36まで，127の39，127の42から127の45まで，127の55
	蒲生字東屋敷添	1の1の一部，1の3，1の4，1の5の一部，1の6から1の8まで，4の1，4の2，4の4，6の一部，7の1の一部，7の2の一部，7の4の一部，7の9の一部，7の14の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	蒲生字屋敷	1の2の一部，2の1，2の2の一部，17の一部，18の一部，19の1の一部，19の4の一部，19の5，19の6，19の8の一部，19の9，19の13，19の14，20の一部，35の一部，36の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部
	蒲生字山神	全部
	中野字牛小舎	22の36，22の40から22の43まで，23の1，23の4，23の5，23の10，23の11，23の12の一部，23の17から23の19まで，23の21から23の25まで，23の26の一部，23の27の一部，23の28，23の29，23の31から23の38まで，23の41から23の48まで，23の49の一部，23の50，23の52から23の74まで，23の76から23の78まで，23の81から23の94まで，24の3から24の6まで，24の9，24の10，24の14から24の16まで，24の18，24の19，24の21，24の22，24の24から24の31まで，

		25の1の一部, 25の3, 25の8, 25の10, 25の15の一部, 25の16の一部, 25の18の一部, 25の21の一部, 25の23, 25の24, 25の26, 25の29, 25の30, 25の32から25の34まで, 25の35の一部, 25の36から25の38まで, 25の41, 25の43, 25の45, 25の46, 25の47の一部, 25の49, 25の50, 25の53の一部, 25の54の一部, 25の55から25の61まで, 25の62の一部, 25の63から25の77まで, 30の1から30の3まで, 30の6から30の8まで, 30の11から30の15まで, 32の1, 32の3の一部, 32の5の一部, 32の6から32の8まで, 32の9の一部, 32の11の一部, 32の12の一部, 32の16から32の19まで, 32の20から32の22までの各一部, 32の26の一部, 32の27の一部, 32の28から32の31まで, 32の34, 32の35の一部, 32の45, 32の46の一部, 43の1, 43の2, 44の1から44の10まで, 45の2, 45の3, 45の4の一部, 45の5から45の7まで, 49の3, 49の5, 49の6, 52の3, 54の2, 55の1, 55の2, 55の4, 55の6から55の13まで, 56の2, 56の7から56の9まで, 56の19, 56の20, 56の22から56の30まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
	中野字西原	15の2の一部, 16の3, 16の4の一部, 65の2, 66の2, 67の2, 68の4の一部
蒲生二丁目	蒲生一丁目	14の一部
	中野字牛小舎	23の12の一部, 23の26の一部, 23の27の一部, 23の49の一部, 25の17, 25の18の一部, 25の21の一部, 25の51, 25の52, 25の53の一部, 25の54の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

備考 地番は令和2年4月1日現在のもの

第 116 号議案

字の区域の変更に関する件

本市の字の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

区域を変更する 字 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	町名又は字名	地 番
荒井字北遠十丁	荒 井 字 境 東	45, 45の1, 46, 139, 140, 140の1, 231に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	荒 井 字 前 谷 地	56, 56の1, 57に隣接する道路, 水路である公有地の全部
荒 井 字 前 谷 地	下飯田字屋敷北	17から31まで, 32の1に隣接する道路, 水路である公有地の全部
井 土 字 井 土 浦	井 土 字 二 郷 堀	1 から13まで, 13の1, 13の2, 14から21まで, 21の1, 22, 23の1, 50の1, 51から55まで, 55の1, 55の2, 56, 56の1, 57, 57の1, 58, 58の1, 59, 59の1, 59の2, 60, 61, 61の1, 61の2, 62, 62の1, 63, 63の1, 64から66まで, 66の1, 67から71まで, 71の1, 72, 72の1から72の3まで, 73, 73の1, 74, 74の1, 75, 75の1, 75の2, 76, 76の1, 76の2, 77から80まで, 80の1, 81, 81の1, 81の2, 82から86まで, 86の1, 87から93まで, 94の1, 95, 95の1, 118の6, 119の1, 119の2, 119の5, 120, 120の1, 121から128まで, 128の1, 129, 129の1, 130から132まで, 132の1, 132の2, 133, 134, 134の1, 135, 135の1, 135の2, 136, 136の1, 137, 138, 138の1, 139, 140, 140の1, 141から143まで, 143の1, 144, 144の1, 144の2, 145から149まで, 149の1, 150, 150の1, 151から153まで, 153の1, 154から159まで, 159の1, 160から162まで, 162の1, 163の1, 163の2, 164の1, 164の3, 165の2, 180の1, 181, 182, 182の1, 183から189まで, 189の1, 190から193まで, 193の1, 194, 194の1, 195, 195の1, 196, 196の1, 197から200まで, 201の1, 201の2, 202, 202の1,

		203の一部, 203の1の一部, 204, 204の1の一部, 204の2, 205の一部, 206の1の一部, 206の2, 207の一部, 207の1の一部, 208の一部, 209の一部, 210から215までの各一部, 216, 216の1の一部, 216の3, 217の一部, 218の一部, 219, 219の1, 220の1, 221の一部, 222の1の一部, 223の4の一部, 227の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
井 土 字 北 浦	井 土 字 大 分	4の2, 5の2, 6の2, 15の2, 250の2の一部, 250の3の一部, 255の2, 256の2, 261の2, 299の3, 300の2, 305の2, 309の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部並びに井土字北浦68の2及び同字沼田119の2, 120の2, 121の2, 122の2に隣接する道路である公有地の全部並びに同字北浦69の2の地先の道路である公有地の全部
	井 土 字 二 郷 堀	203の一部, 203の1の一部, 204の1の一部, 205の一部, 206の1の一部, 207の一部, 207の1の一部, 208の一部, 209の一部, 209の1, 210から215までの各一部, 216の1の一部, 216の2, 217の一部, 218の一部, 221の一部, 222の1の一部, 223の1, 223の4の一部, 224の1, 224の5及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	井 土 字 沼 田	119の2, 120の2, 121の2, 122の2
	井 土 字 沼 向	62の1, 63から69まで, 70の1及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	井 土 字 東 浦	1, 2, 3, 4, 5, 5の1, 6, 7, 7の1, 7の2, 8の1, 9の1, 39, 39の1, 40, 41, 41の1, 42から45まで, 45の1, 45の2, 46, 46の1, 46の2, 47から50まで, 50の1, 51の一部, 52から56までの各一部, 57, 57の1, 57の2の一部, 59の1, 60, 60の1, 61の1, 62の1, 63の1, 64, 64の1, 65の1, 66, 66の1, 66の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
井 土 字 西 浦	井 土 字 井 土 浦	105から116まで, 116の1, 117, 118, 118の1, 119, 119の1, 119の2, 120から128まで, 128の1, 129, 129の1, 130から143まで, 143の1, 144から164まで, 164の1, 165, 166, 166の1, 167, 167の1, 168から

		175まで, 175の1, 175の2, 176, 177, 177の1, 178, 178の1, 179から182まで, 182の1, 182の2, 183, 183の1から183の3まで, 184から190まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	井 土 字 北 浦	82, 83, 84, 87, 88, 108に隣接する道路, 水路である公有地の全部
井 土 字 東 浦	井 土 字 沼 田	150, 160の1, 160の3, 161の1
	井 土 字 沼 向	74の1, 75, 76, 76の1, 77, 78, 78の1, 79, 81の1, 82の1, 82の3及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	井 土 字 南 浦	2から4まで, 5の2, 6から11まで, 12, 13, 19の1, 20から22まで, 23, 24に隣接する水路である公有地の全部
井 土 字 南 浦	井 土 字 東 浦	178の2, 178の3, 182の2から182の4まで, 188の2, 190の2, 191の2, 195の2, 196の2, 199の2, 203の2, 203の3, 208の2, 211の2, 212の2, 215の2, 223の2, 226の2, 227の3, 228の3, 229の3, 230の3, 234の3, 235の3, 237の3, 238の3, 239の3, 245の2, 246の2, 247の2, 256の2, 257の2, 258の2, 259の2, 262の2, 263の1, 264, 265の3及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
今 泉 字 上 新 田	今泉字小在家前	50, 51に隣接する道路である公有地の全部
	今 泉 字 鹿 子 穴	117から123まで, 123の1, 124から131まで, 132の1, 132の2, 133, 134及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部並びに135の1, 136の1, 137の1, 138の1, 139の1に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	今 泉 字 古 川	1に隣接する道路である公有地の全部
今泉字久保田東	今 泉 字 中 上	70の3, 71の3, 71の4, 72の2, 73の2, 74の2, 75の2, 76の2, 77の2, 78の2, 81の2, 82の2, 83の2, 84の2, 85の2, 86の2, 87の2, 88の2, 89の2, 90の4, 91の2, 92の2, 93の2, 94の2, 95の2, 96の2及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	今 泉 字 二 木 西	16の3, 16の5及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部

今泉字小在家東	今泉字中村東	99の一部及び7, 8, 10, 11, 12, 13, 14から18まで, 19, 20, 21, 22, 23, 24の1から24の3までに隣接する道路, 水路である公有地の全部
	種次字道元	24の1, 24の2, 25から31まで, 31の1, 32, 34から38まで, 38の1, 38の3, 105, 106から109まで, 109の1, 110, 111, 111の1, 112から114まで, 114の1, 115, 116, 116の1, 117, 118の1から118の3まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
今泉字小在家前	今泉字古川	1から5まで, 5の1, 6, 8, 11から13まで, 14から18まで, 19から21までに隣接する道路, 水路である公有地の全部
今泉字鹿子穴	今泉字中上	47の3, 55の3, 63の2, 190の2, 198の3, 205の2に隣接する道路, 水路である公有地の全部
今泉字築道南	下飯田字築道東	111から120まで, 120の1, 121から127まで, 127の1, 128から130まで, 130の1, 131から138まで, 138の1, 139から152まで, 152の1, 153から168まで, 168の1, 168の2, 169から182まで, 182の1, 183から193まで, 193の1, 194から196まで, 196の1, 197から206まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	二木字荒谷西	1から21まで, 21の1, 22から24まで, 25の2, 25の3, 26の2, 26の3, 27の2, 27の3, 28の2, 28の3, 29の1, 29の3, 29の4, 30の1, 30の4, 30の5, 31の1, 31の3, 31の4, 32の1, 32の3, 32の4, 33の1, 33の3, 33の4, 34の1, 34の3, 34の4, 35の1, 35の3, 35の4, 36の1, 36の3, 36の4, 37の1, 37の4, 37の5, 38, 38の2, 38の4, 38の5, 39の1, 39の3, 39の4, 40の1, 40の3, 40の4, 41の1, 41の3, 41の4, 42の1, 42の3, 42の4, 43の1, 43の3, 43の4, 44の1, 44の3, 44の4, 45の1, 45の3, 45の4, 46の1, 46の3から46の5まで, 47の3から47の5まで, 48, 48の3及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
今泉字中上	今泉字鹿子穴	34から37までの各一部
今泉字畑中	今泉字中村東	83の2の一部, 83の5の一部, 83の7の一部, 83の8,

		84の2, 85の2, 86の2, 87の3, 88の3, 89の3, 90の2, 91の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	今 泉 字 古 川	108, 109, 110から113まで, 114の2, 115の2, 116, 117, 118の2, 119の2, 120, 121, 121の1, 122及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部並びに109の5の地先の道路である公有地の全部
	種 次 字 竹 野 花	21の1, 21の3, 23の1, 23の3, 24の1, 24の3, 25から27まで, 27の1, 28, 28の1, 29, 29の1, 34, 34の1, 36から38まで, 38の1, 39, 39の1, 39の2, 40, 40の1, 41, 41の1, 41の3, 41の4, 42, 70の3, 70の5, 71, 71の4から71の6まで, 73, 73の3, 75, 76の1から76の4まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	種 次 字 中 斎	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11から14まで, 14の1, 17の1, 18, 18の3, 19の3に隣接する道路, 水路である公有地の全部
今 泉 字 二 木 西	今泉字久保田東	150から153まで, 154の1, 155から160まで, 161の1, 162, 163, 164の1に隣接する水路である公有地の全部
	今泉字小在家東	6から17まで, 19, 19の5, 20の1, 21, 22, 23の1に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	今 泉 字 中 上	164の地先の道路である公有地の全部
	二 木 字 二 木 前	9, 9の1, 10, 28, 29, 29の1, 97に隣接する道路, 水路である公有地の全部
沖 野 字 北 門	荒井字沖谷地	38の9, 38の10
	荒 井 字 境 東	1, 2, 3の1, 3の2, 4, 4の1, 5から16まで, 16の1, 17, 18, 18の1, 19の1, 19の2, 20の1, 20の2, 21の1から21の3まで, 22の1から22の3まで, 69の1, 70, 71の1, 71の2, 72, 72の1, 72の2, 73の1から73の3まで, 74, 74の1, 74の4から74の6まで, 75, 75の1から75の3まで, 75の7, 75の8, 76の1, 76の2, 76の4, 77から83まで, 83の1, 84, 85, 86の1, 87から96まで, 96の1, 97から100まで, 100の1, 101から104まで, 105の1, 105の2, 106の1から106の3まで, 107の1から107の3まで, 108の1から108の3まで, 109の1, 109の2, 110の1, 110

		の 2, 111から114まで, 114の 1, 115, 116, 116の 1, 163の 1, 164, 165, 165の 1, 166から173まで, 174の 1, 174の 2, 175の 1 から175の 3 まで, 176の 1 から176の 3 まで, 177の 1 から177の 3 まで, 178の 1, 178の 2, 179の 1, 179の 2, 180から182まで, 182の 1, 183から185まで, 186の 1, 186の 2, 187の 1, 187の 2, 188の 1, 188の 3 から188の 5 まで, 189の 1, 189の 4, 189の 5, 190の 1, 190の 4 から190の 6 まで, 191の 1, 191の 4 から191の 7 まで, 192, 192の 1 から192の 3 まで, 192の 6 から192の 8 まで, 193の 1, 193の 2, 193の 4, 193の 5, 194の 1, 194の 2, 195の 1, 195の 2, 196の 1, 196の 2, 197の 1, 197の 2, 198の 1, 198の 2, 199の 1, 199の 2, 200の 1, 200の 2, 201の 1, 201の 2, 202の 1, 202の 2, 203の 1, 203の 2, 204の 1, 204の 2, 205の 1, 205の 2, 206の 1, 206の 2, 207の 1, 207の 2, 208の 1, 208の 2 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	沖 野 字 館 東	3 の 2, 4 の 2, 5 の 2, 6 の 2, 7 の 2, 8 の 2, 9 の 2, 10の 2, 11の 2, 12の 2, 13の 2, 14の 2, 15の 2, 16の 2, 17の 2, 18の 2, 19の 2, 20の 2, 21の 2, 22の 2, 23の 2, 24の 2, 25の 2, 26の 2, 27の 2 の一部, 28の 2 の一部, 29の 3, 30の 4, 31の 2, 32の 2, 33の 2, 34の 2, 35の 2, 36の 2, 37の 2, 38の 2, 39の 2, 40の 2, 41の 2, 42の 2, 43の 2, 44の 2, 45の 2, 46の 2, 47の 2, 48の 2, 49の 2, 50の 4, 51の 8 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	沖 野 字 東 中	全部
	下 飯 田 字 境 南	1 の 6 の一部, 2 の 6, 3 の 5, 4 の 4, 4 の 5, 5 の 2, 6 の 2, 7 の 2, 8 の 2, 9 の 2, 10の 2, 11の 2, 12の 2, 13の 2, 14の 2, 15の 2, 16の 2, 17の 2, 18の 2, 19の 2, 20の 2, 21の 2, 22の 2, 23の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部
沖野字高野南	沖 野 字 館 東	151から159まで, 160の 1, 161の 1, 162の 3, 163の 3,

		164の1, 164の4, 164の5, 165から187まで, 188の1に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	沖野字中田尻	全部
	沖野字南田尻	全部
	上飯田字天神	3から7まで, 8の1, 8の2, 9から24まで, 25の2, 26の2, 27から40まで, 41の7から41の11まで, 45の1, 48の3, 48の5の地先の道路である公有地の全部
	下飯田字高野東	1から8まで, 8の1, 9から22まで, 23の1, 70の1の一部, 172の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	下飯田字境南	162の1, 163から176まで, 177の1, 178の1, 179, 180の1, 181から184までに隣接する道路, 水路である公有地の全部
	下飯田字遠谷地	1の2, 139の2及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部
沖野字館東	沖野字高野	14の2, 58の2
	下飯田字境南	1の1, 1の4, 1の5, 1の6の一部, 2の1, 2の4, 2の5, 3の1, 3の4, 4の1, 4の3, 5の1, 6の1, 7の1, 8の1, 9の1, 10の1, 11の1, 12の1, 13の1, 14の1, 15の1, 16の1, 17の1, 18の1, 19の1, 20の1, 21の1, 22の1, 23の1, 74から79まで, 79の1, 80から82まで, 82の1, 83から96まで, 96の1, 97から108まで, 108の1, 109から114まで, 115の1, 162の1, 163から177まで, 177の1, 178, 178の1, 179, 180の1, 180の2, 181から184まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
三本塚字赤沼西	三本塚字赤沼下	2の4, 2の6, 3の1, 6の2, 6の3に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	三本塚字荒谷	1から6まで, 6の1, 6の2, 7, 7の1, 7の2, 8, 8の1, 9, 9の1から9の3まで, 10, 11, 11の1, 11の2, 12から14まで, 14の1から14の3まで, 15, 15の1, 16, 17, 18の1, 114の1, 115の5, 116から123まで, 126から136まで, 137の1, 137の2, 138の1, 138の2, 139の1, 139の2, 140の1, 140の2, 141の1から141の3まで, 142, 143, 146の1から146

		の3まで、147の1から147の3まで、148の1から148の3まで、149の1から149の3まで、262の2、263の2、264の2、265の2、266の2、267の2、268の2、269の2、270の2、270の3、271の2、271の3、272の2、272の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
三本塚字赤沼東	三本塚字赤沼西	55の1及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに17の1の地先の道路である公有地の全部
	三本塚字権太	1から14まで、14の1、15から26まで、26の1から26の3まで、27から38まで、38の1、39、40、41の1、42の1、43から45まで、49の1、50の1、51から57まで、65から83まで、84の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに41の2、42の2の地先の道路である公有地の全部
	三本塚字中条浦	1から17まで、18の1、18の2の一部、52の1、52の2の一部、53、53の1、54から61まで、61の1、62から78まで、78の1から78の4まで、79から84まで、84の1、85、86の1、86の2の一部、123の1、123の2の一部、124、127、128、131、132、135から138まで、139の1、139の2、140の1、140の2、141の1、141の2、142、143の1、143の2、145、146、149及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに148の1、148の2に隣接する道路である公有地の全部
三本塚字井土堀	三本塚字中潮入	1から29まで、29の1、30から35まで、35の1、35の2、36、37、37の1、38から45まで、45の1、46から55まで、55の1、55の2、56、56の1、57、57の1、58、58の1、59、59の1、60、60の1、61、61の1、62から67まで、67の1、68、68の1、69、69の1、70、71、71の1、72、72の1、73、73の1、74、74の1、75から78まで、78の1、79から82まで、82の1、84、87から93まで、93の1、94から99まで、99の1から99の3まで、100から110まで、110の1、110の2、111、111の1、112から118まで、118の1、119から122まで、122の1、123から129まで、129の1、130から135まで、135の1、136、136の1、137から152まで、152の1及びこれらの

		区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部
三本塚字北中谷地	三本塚字道下	8から12まで，26から37まで，112から115まで，116の1，116の2，117，118の1，118の2，119から122まで，123の1から123の3まで，128の一部，129から131まで，132の一部，133から135まで及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部
三本塚字荒谷	三本塚字井土堀	33の3
	三本塚字権太	138の3，139，140，141の1，142から151まで，152の1，153の1，154の1，155の1，156から161まで，162の1，163から171までに隣接する道路，水路である公有地の全部並びに134，135，138の2及び三本塚字境堀146，147の地先の道路である公有地の全部
	三本塚字中潮入	152の1の地先の道路，水路である公有地の全部
	二木字山神	4の3，5の1，5の2，6，7，8，9から31まで，32から44まで，45の地先の道路である公有地の全部
三本塚字境堀	三本塚字上潮入	1，2の1，2の2，3から8まで，8の1，9から18まで，18の1，19から22まで，22の1から22の3まで，23から26まで，26の1，27から37まで，37の1，38から67まで，67の1，68から106まで，106の1及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部
	三本塚字中条浦	18の2の一部，21，22の2，22の3，23の1，24から33まで，33の1，34から49まで，49の1，50，51，52の2の一部，86の2の一部，87，88，88の1，88の2，89，89の1，90から92まで，92の1，93から105まで，105の1，106，106の1，107，107の1から107の3まで，108，108の1，109，109の1，109の2，110から122まで，123の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部並びに19，20，22の1に隣接する道路，水路である公有地の全部
三本塚字下新田	三本塚字中谷地	42の1，42の2に隣接する水路である公有地の全部
	下飯田字屋敷東	194の一部，195から200まで，201の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部並びに21，22，22の1，65，66に隣接する道路，水路である公有地の全部
三本塚字中谷地	三本塚字上潮入	12から18まで，19の地先の水路である公有地の全部

下飯田字高野東	三本塚字北中谷地	127に隣接する道路，水路である公有地の全部
	三本塚字道下	38から40まで，40の1，41から46まで，46の1から46の5まで，47，47の1から47の3まで，48，48の1，48の2，49，49の1から49の4まで，50，51，55から57まで，57の1，58から71まで，71の1，72から79まで，79の1，80から90まで，93の1，94から105まで，105の1，106から108まで，108の1，109から111まで，124の1，124の2，125の1，125の2，126，127，128の一部，132の一部，136から140まで及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部
	荒井字北遠十丁	116から118まで，119の1，120から133まで，134の3，135，136，137の1，137の2に隣接する道路，水路である公有地の全部
	荒井字境東	209の1，209の2，210から231までに隣接する道路，水路である公有地の全部
	下飯田字境南	23の2の一部，23の3，24の1，24の2，25から59まで，59の1，60から68まで，69の1，69の2，70の2，115の2，116から150まで，150の1，151から161まで，162の2，185及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部
	下飯田字遠十丁	1から22まで，22の1から22の3まで，57の1，57の2，58から73まで，73の1，74から100まで，100の1から100の3まで，135，135の1から135の3まで，136から156まで及びこれらの区域に隣接介在する道路，水路である公有地の全部
	下飯田字遠谷地	23の2，24から38まで，39から53まで，54の1から54の3まで，55から68まで，69の2に隣接する道路，水路である公有地の全部
	下飯田字西田	1から21まで，22の1，22の2，61の1，61の2，62から76まで，76の1，77から88まで，88の1，89から99まで，99の1，100から103まで，104の1，104の2，136，137の1，137の2，138の1，138の2，139の1，139の2，140の1，140の2，141の1，141の2，142の1，142の2，143の1，143の2，144の1，144の2，145の1，145の2，146の1，146の2，147の1，147の2，148の1，148の2，149の1，149の2，150の1，

		150の2, 151の1, 151の2, 152の1, 152の2, 153, 154, 154の1, 155から158まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
下飯田字築道	今泉字築道南	13の1, 14から17まで, 18, 19から24まで, 25から33までに隣接する水路である公有地の全部
	下飯田字築道東	1から6まで, 6の1, 7の1, 7の2, 8から17まで, 17の1, 18から30まで, 30の1, 31から37まで, 37の1, 38から45まで, 45の1, 46から51まで, 51の1, 52から55まで, 55の1, 56, 57, 57の1, 58から76まで, 76の1, 77から90まで, 90の1, 91から110まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
下飯田字遠谷地	下飯田字高野東	162の1, 162の3, 163の1, 163の2, 164の1, 164の2, 165の1, 165の2, 166の1, 166の2, 167の1, 167の2, 168の1, 168の2, 169の1, 169の2, 170の1, 170の2, 171の1, 171の2, 172の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	六郷	201から203まで, 204の3, 205に隣接する水路である公有地の全部及び140の5, 142, 142の3, 143の4, 144の2, 145の2, 146の1, 147の1, 148の1, 149の1, 150の1, 150の2, 151, 152, 153の1, 154の1, 155, 155の2, 157, 159の1, 160, 161, 162の1, 162の2, 207の1, 208, 209, 209の1, 210, 210の1, 211の地先の道路, 水路である公有地の全部
下飯田字屋敷北	荒井字北遠十丁	138から140まで, 141の1, 142から154までに隣接する道路, 水路である公有地の全部
	荒井字前谷地	129, 130, 130の1に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	下飯田字遠十丁	23から39まで, 40の2, 41の2, 42から56まで, 101から117まで, 117の1, 118から121まで, 121の1, 122から134まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部並びに40の1に隣接する道路である公有地の全部
	下飯田字西田	23から36までに隣接する道路, 水路である公有地の全部及び37の2, 37の3, 38の1, 39の1の地先の道路である公有地の全部

	下飯田字屋敷南	69から71まで、71の2、72に隣接する道路、水路である公有地の全部
種次字高原	種次字沢目	2、2の3、5、6、7から9まで、9の1、10、10の1、11から16まで、16の1、17、17の1、17の2、18、18の1、18の2、19、20、20の1、21、21の1、22、22の1、23、24、24の1、25、25の1から25の3まで、26、26の1、27、27の1、28から31まで、31の1、32、32の1、33、33の1、34、35、36、36の1から36の4まで、37から40まで、40の1、40の2、41から43まで、43の1から43の3まで、44、45、45の1、45の2、46から49まで、58、59、61、61の1、62、62の1、63、63の1、64、65、65の1、66、67、67の1、67の2、68、69、69の1、70、70の1、71、72、72の1、73、73の1、74、74の1、75、75の1、76、76の1、76の2、77、77の1、77の2、78、78の1、79、79の1、79の2、80、80の1、81から84まで、84の1、84の2、85から87まで、87の1、88から91まで、91の1、92から98まで、99から108まで、108の1、109、109の1、110から113まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	藤塚字一本松	81、81の1、82から84まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに1、1の1に隣接する道路である公有地の全部
	藤塚字三十刈	1、1の1、2、2の1、3から6まで、6の1、6の2、7、8、8の1、9、9の1、10から18まで、18の1、19から21まで、21の1、22、22の1、23から26まで、26の1、26の3、27、27の2、27の3、28、29、30、62の1から62の3まで、63、63の1、64から67まで、69、70、71、71の1、71の2、72、72の1、72の3、73、73の1、73の2、74、74の1から74の4まで、75、75の1から75の4まで、76、76の1、77、77の1、78、78の1、78の2、79、79の1から79の5まで、80、81、81の1から81の3まで、82、82の1から82の3まで、83の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに83、83の1、83の2、170に隣接する道路である公有地の全部

種次字竹野花	種次字中斎	22, 24, 25の3, 25の4, 59の1, 60, 60の1, 60の2, 61, 61の1, 61の2, 62, 62の1, 63, 63の1, 64, 65の一部, 66, 66の1の一部, 67, 67の1の一部, 68, 68の1, 68の3の一部, 69, 69の1の一部, 70の一部, 71の一部, 72の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	種次字中屋敷	54, 54の2, 55から58まで, 58の1から58の3まで, 59から62まで, 83から85まで, 85の1, 86から94まで, 96, 97から100まで, 100の1, 101から105まで, 105の1, 106, 106の1, 106の2, 107, 107の1, 108から113まで, 116, 116の1, 116の2, 117, 118, 119から135まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部並びに95に隣接する道路である公有地の全部
種次字寺西	種次字竹野花	6の3, 6の4及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
種次字道元	種次字寺西	1から5まで, 6, 7, 8から10まで, 11, 12, 17, 18, 19から27まで, 61に隣接する道路, 水路である公有地の全部
種次字中斎	種次字市兵衛	90から92まで, 93の2, 95の1, 95の2, 96及び種次字中斎95に隣接する道路である公有地の全部
	種次字竹野花	134, 134の2に隣接する道路, 水路である公有地の全部
種次字中野東	種次字中野	130の3の一部, 131の2, 132の2の一部, 133の1の一部, 140の2, 170, 171の1の一部及び65の1, 66の地先の公有地の全部
種次字番古	種次字寺西	88の1, 88の2, 89の1, 90から96まで, 97の2, 98の1, 98の4, 99の1, 100, 101の1, 102の1, 103の1, 104から108までの地先の道路である公有地の全部
	種次字中屋敷	6から13まで, 13の1, 14, 14の1, 14の2, 15, 15の1から15の3まで, 16, 17, 17の1, 17の2, 18から25まで, 26の1, 26の2, 27から36まで, 36の1, 63の1, 63の2, 64の1, 64の2, 65の1, 65の2, 66の2, 66の3, 67の2, 68, 69及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	種次字南番古	1から6まで, 7の1, 7の2, 8から10まで, 10の

		1, 11, 11の1, 12から14まで, 14の1, 15から22まで, 22の1, 23から31まで, 31の1, 31の2, 32, 33, 33の1から33の3まで, 34から41まで, 42, 42の1, 43, 44, 44の1, 45, 59の1, 60の1, 61, 62の1, 63の1, 64の1, 65の1, 66の1, 68, 68の1, 69, 69の1, 69の2, 70, 70の1, 71の1, 72, 73, 73の1, 73の2, 74の1, 74の2, 75の1, 76の1, 77, 77の1, 78の1, 79の1, 80, 80の1, 80の2, 81の1, 82の1, 83の1, 84の1, 85, 85の1, 86の1, 87の1, 88の1, 89の1, 90の1, 91の1, 92の1, 93, 93の1, 94, 94の1, 95の1, 96の1, 97の1, 98の1, 99の1, 100の1, 101の1, 102の1, 103の1, 104の1, 105の1, 106の1, 107の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
種次字南番古	種次字高原	1から4まで, 4の1, 5から8まで, 8の1, 9, 10, 10の1, 10の2, 11, 14, 16, 17, 18, 22から28まで, 28の1, 28の2, 29, 29の1, 29の2, 30, 31, 31の1, 31の2, 32から37まで, 37の1, 38, 39, 39の1, 39の2, 40, 40の1から40の4まで, 41から43まで, 43の1, 44から48まで, 48の1, 48の2, 49, 49の1, 50, 50の1から50の3まで, 51, 51の1, 52の1, 55の2, 56, 56の1, 57, 58, 58の1, 58の2, 59, 60, 60の1から60の4まで, 61, 61の1, 61の2, 62から64まで, 64の1, 65, 66, 66の1から66の3まで, 67から69まで, 69の1, 70から72まで, 72の1, 73, 74, 74の1, 75, 76, 76の1, 77から85まで, 86, 86の1, 87, 88, 89から92まで, 92の1, 92の2, 93, 93の1, 94, 94の1, 95から103まで, 220の一部, 221の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	種次字中屋敷	113, 116, 116の1, 116の2に隣接する水路である公有地の全部
日辺字千刈田	今泉字中上	40の1, 40の4, 40の5, 41の1, 42の1, 43の1, 44の1, 46の2及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	日辺字沖田東	166の5, 167の2, 168の4, 168の6の地先の道路で

		ある公有地の全部
	日 辺 字 宅 地	84, 84の1, 84の2, 84の5, 84の6, 84の9, 84の13, 84の16, 84の20から84の22まで, 85の1の地先の道路である公有地の全部
日 辺 字 高 田	日 辺 字 沖 田 東	124の1, 124の4, 124の8の地先の道路である公有地の全部
	日 辺 字 千 刈 田	10の2, 10の4, 10の6, 11の1, 11の2, 12の1, 12の2, 13, 13の3, 14の1, 14の2, 15の1, 15の2, 16の1, 16の2, 17の1, 17の2, 18の1, 18の2, 19の1, 19の2, 20の1, 20の2, 21の2から21の5まで, 22の1, 22の2, 23, 23の2, 24の1, 24の2, 25の1, 25の2, 26の1, 26の2, 27の1, 27の2, 28の1, 28の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部並びに8の2, 9の2に隣接する道路, 水路である公有地の全部
日 辺 字 畑 田	日 辺 字 千 刈 田	94の2及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに109から111まで, 112の1, 113から120までに隣接する水路である公有地の全部
藤 塚 字 一 本 松	藤 塚 字 牛 道 下	7の2, 8の2, 9の4
	藤 塚 字 三 十 刈	114の2, 115の1, 116の1, 117, 117の1, 117の2, 118, 119, 119の1, 120, 120の1から120の3まで, 121, 121の1, 122, 123, 123の1, 124から126まで, 126の1, 127, 128, 128の1, 129, 129の1から129の5まで, 130, 130の1, 130の2, 131, 131の1, 131の2, 132, 132の1, 133, 134, 134の1, 135, 136, 136の1, 137, 137の1, 138, 139, 139の1, 140, 141, 141の1, 141の2, 142, 142の1, 142の2, 143, 144, 144の1, 145, 145の1から145の3まで, 146, 146の1, 147, 147の1から147の3まで, 148の1から148の5まで, 149の1, 150の2及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	藤 塚 字 松 の 西	86に隣接する道路である公有地の全部及び33の2, 33の4の地先の道路である公有地の全部並びに藤塚字牛道下5の1, 6の1, 7の2, 7の3, 8の2, 9の4に隣接する道路である公有地の全部
藤 塚 字 三 十 刈	種 次 字 高 原	162の1, 163の1, 164の1, 165の1, 166の1及びこ

		これらの区域に隣接する水路である公有地の全部
藤 塚 字 沼 田	種 次 字 中 野	130の1, 130の3の一部, 132の2の一部, 133の1の一部, 171の1の一部及びこれらの区域に隣接する水路等である公有地の全部並びに種次字沼田145の1及び藤塚字沼田13, 14から18まで, 19, 20の地先の水路等である公有地の全部
	種 次 字 中 野 東	87の2, 103の一部, 103の1の一部, 103の2の一部, 104の一部及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部並びに種次字中野130の3, 132の2, 133の1, 171の1に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	種 次 字 沼 田	1の2, 44, 46, 49, 76の3, 143, 144の1, 145の1及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部並びに藤塚字沼田17に隣接する水路である公有地の全部
	藤 塚 字 松 の 西	1の1から1の5まで, 2の1から2の3まで, 3から5まで, 5の1, 6, 7, 7の1, 8, 8の1, 8の2, 9, 9の1, 9の2, 10, 11, 11の1, 12, 12の1, 12の2, 13, 13の1, 14, 14の1, 14の2, 15から21まで, 21の1, 22, 23, 23の1, 24, 24の1, 24の2, 25から28まで, 28の1, 29, 29の1, 30, 31, 31の1から31の5まで, 32及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
二 木 字 大 口	種 次 字 番 古	105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 112の1, 115, 118, 119, 120, 121の地先の道路, 水路である公有地の全部
二 木 字 笠 神	二 木 字 広 町	54の2から54の4まで, 55の2, 55の3
	二 木 字 水 神	107の1から107の3まで, 107の5, 108の1から108の4まで及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
二 木 字 山 王	種 次 字 寺 西	87, 87の1から87の3まで, 88, 88の1, 88の2に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	種 次 字 番 古	1の1, 1の2, 2, 3, 4, 5, 6, 7から11まで, 11の1, 12から18まで, 18の2, 19から30まで, 32, 34から36まで, 36の1, 37から52まで, 52の1, 53, 53の1, 54から58まで, 58の1, 58の2, 59から61まで,

		61の1, 62, 62の1, 63から66まで, 66の1, 66の2, 67から69まで, 69の1, 69の2, 70, 70の1, 70の2, 175, 177及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	二 木 字 大 口	46の2
二 木 字 新 原	種 次 字 中 野	23の5の地先の道路である公有地の全部
	二 木 字 大 口	59の1, 59の2の地先の道路である公有地の全部
二 木 字 深 谷 地	二 木 字 二 又	1から26まで, 29, 30, 33, 34, 37に隣接する道路, 水路である公有地の全部
二 木 字 二 木 前	今 泉 字 小 在 家 東	24, 25, 26, 28から30まで, 31, 32, 33から46までに隣接する道路, 水路である公有地の全部
	種 次 字 道 元	24の1, 24の2, 25から30までに隣接する道路, 水路である公有地の全部
二 木 字 二 又	二 木 字 大 口	31の1, 32の一部, 32の1の一部, 32の2の一部, 33, 33の1, 34, 34の1, 35, 35の1, 36, 36の1及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部
	二 木 字 笠 神	89, 99, 152から154まで, 154の1, 154の3の地先の道路である公有地の全部
	二 木 字 山 王	15, 16, 17, 22, 24, 25, 25の1, 26, 26の1, 27, 27の1及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	二 木 字 深 谷 地	109の3, 109の4に隣接する道路である公有地の全部
二 木 字 水 神	三 本 塚 字 荒 谷	260の1, 261の1, 262の1, 263の1, 264の1, 265の1, 266の1, 267の1, 268の1, 269の1, 270の1, 271の1, 272の1の地先の道路である公有地の全部
	二 木 字 荒 谷 西	51の2から51の4まで, 52, 52の2, 52の4, 52の5, 53, 53の2, 53の4, 53の5, 54, 54の2, 54の4, 54の5, 55の2, 55の3, 55の5, 55の6, 56の2, 56の3, 56の5, 56の6, 57の1, 57の2, 57の4, 57の5, 58の1から58の3まで, 59の1から59の3まで, 60の1, 60の2, 61から68まで及びこれらの区域に隣接する道路, 水路である公有地の全部
二 木 字 山 神	二 木 字 笠 神	173の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに1の1, 1の2, 2から8まで, 9, 10, 11, 12, 13から15まで, 16, 17, 19, 20, 21, 25, 30から32まで, 34から36まで, 37の16, 39から41まで,

		43から46まで, 47, 48, 49, 50, 51, 52に隣接する道路, 水路である公有地の全部
	二 木 字 水 神	42の 1, 43の 1, 43の 2, 44の 1, 44の 2, 45の 1, 91の 1, 92の 1, 92の 2, 93の 1, 93の 2, 94の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部

備考 地番は平成31年 4 月10日現在のもの

第 117 号議案

市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求める。

路 線 名	起 終 点
堤 町 三 丁 目 12 号 線	仙台市青葉区堤町二丁目201番31 同 堤町三丁目405番46
北 根 一 丁 目 1 号 線	仙台市青葉区北根一丁目234番 3 同 6 番74
貝 ケ 森 37 号 線	仙台市青葉区貝ケ森一丁目 2 番324 同 23番13
貝 ケ 森 二 丁 目 4 号 線	仙台市青葉区貝ケ森二丁目24番61 同 24番15
愛 子 東 一 丁 目 3 号 線	仙台市青葉区愛子東一丁目420番22 同 68番 4
愛 子 東 一 丁 目 4 号 線	仙台市青葉区愛子東一丁目66番38 同 107番 3
錦 ケ 丘 五 丁 目 17 号 線	仙台市青葉区錦ケ丘五丁目20番16 同 20番17
上 愛 子 車 5 号 線	仙台市青葉区上愛子字車15番68 同 23番14
錦 ケ 丘 一 丁 目 5 号 線	仙台市青葉区錦ケ丘一丁目 3 番22 同 錦ケ丘四丁目78番63
錦 ケ 丘 一 丁 目 6 号 線	仙台市青葉区錦ケ丘一丁目42番 3 同 41番13
錦 ケ 丘 一 丁 目 7 号 線	仙台市青葉区錦ケ丘一丁目78番55 同 78番55
錦 ケ 丘 一 丁 目 8 号 線	仙台市青葉区錦ケ丘一丁目39番25 同 43番 1
錦 ケ 丘 一 丁 目 9 号 線	仙台市青葉区錦ケ丘一丁目39番25 同 42番27
錦 ケ 丘 一 丁 目 10 号 線	仙台市青葉区錦ケ丘一丁目44番10 同 43番11
錦ケ丘一丁目歩行者専用道路 3 号線	仙台市青葉区錦ケ丘一丁目39番16 同 39番16
錦ケ丘一丁目歩行者専用道路 4 号線	仙台市青葉区錦ケ丘一丁目45番 6 同 45番 1
錦ケ丘一丁目歩行者専用道路 5 号線	仙台市青葉区錦ケ丘一丁目42番25 同 45番 3
茂 庭 中 ノ 瀬 中 1 号 線	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬中 1 番28 同 1 番62

茂庭中ノ瀬中2号線	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬中1番108 同1番116
茂庭中ノ瀬中3号線	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬中1番28 同1番41
茂庭中ノ瀬中4号線	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬中1番109 同1番75
茂庭中ノ瀬中5号線	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬中1番134 同1番129
四郎丸吹上6号線	仙台市太白区四郎丸字吹上56番6 同54番16

第 118 号議案

仙台市教育委員会の委員の任命に関する件

仙台市教育委員会の委員花輪公雄及び中村尚子は令和 2 年10月 5 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、川又政征及び後藤由起子

第 119 号議案

仙台市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関する件

仙台市固定資産評価審査委員会の委員菅原亨は令和 2 年 6 月 26 日に辞任したので，別紙の者を後任の委員に選任することにつき，地方税法第 423 条第 3 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，田畑卓治

第 120 号議案

宮城県公安委員会の委員の推薦に関する件

宮城県公安委員会の委員相澤博彦は令和 2 年 5 月 22 日に死亡したので、別紙の者を後任の委員に推薦することにつき、警察法第 39 条第 1 項ただし書の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、星倫市

第 121 号議案

人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、秋山公，前田誓也，村尾宏美，木村き代及び眞山隆宏